

# 令和2年度 指定管理業務の評価表

## 1 施設概要

施設名	志摩市阿児健康増進センター	所在地	志摩市阿児町鶴方3098番地1
指定管理者名	スポーツマックス・三幸共同事業体	指定期間	平成29年4月1日から令和4年3月31日
設置目的	市民の福祉の向上、健康の保持及び増進を図るため		
業務内容	(1) プール、トレーニングルームを利用に供すること (2) 健康増進のため必要な事業 (3) センターの利用許可に関する業務 (4) センターの利用に係る料金の徴収に関する業務 (5) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務 (6) 上記のほか、市長がセンターの管理上必要と認める業務		
施設概要	温水プール（25m×5コース、児童用プール、ジャグジー）、トレーニングルーム、更衣室・シャワー		
職員体制	常勤職員4人、非常勤職員17人（うち事業内容・曜日に応じて5～10人の体制で運営）		
施設所管課名	健康福祉部 健康推進課		

## 2 収支状況

		(A)	(B)	(C)	(単位：円)	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	比較(C-B)	
事業収支	収入	指定管理料	27,400,000	27,400,000	27,400,000	
		利用料金	44,296,207	42,098,721	28,717,273	-13,381,448
		その他	1,431,074	1,149,166	1,017,701	-131,465
		計(a)	73,127,281	70,647,887	57,134,974	-13,512,913
	支出	人件費	33,145,438	33,078,768	32,213,729	-865,039
		管理運営費	34,781,340	32,292,573	29,792,368	-2,500,205
		その他				
	計(b)	67,926,778	65,371,341	62,006,097	-3,365,244	
	収支差引額(a-b)	5,200,503	5,276,546	-4,871,123	-10,147,669	

最新年度(C)と前年度(B)に収支の増減があったものについて記載	コロナ禍の施設運営において、人件費や光熱水費等の削減ができてはいるが、収入において会員の退会者・休会者の増加および利用者の減少により、利用料金が大幅な減収となっている。
----------------------------------	--

3 総合評価

指定管理者	市
<p>令和2年度は、コロナウイルスに翻弄された1年となり会員数は約2割減となりました。そんな中でも、いかに利用者が安心して安全に施設を利用できるかが大きな課題でしたが、志摩市の協力や他施設の施設長と情報や対策を共有することで、利用制限等のご不便をお掛けすることは多々ありましたが、安全に営業させていただくことができました。年始には既会員に向けてのイベント、新規会員獲得キャンペーンの実施、年度末にはスイミングスクールの無料体験実施など、少しずつですが通常を取り戻すことができたのではと感じました。設備面ではやはり故障箇所が多々あり、都度志摩市と相談、協力をして利用者への影響は最小限に抑えることができたと感じますが、令和3年度には多くの課題があると考えております。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため臨時休館を行ったほか、利用制限等の感染防止対策に努めながら運営を行っていた。ジャグジープールからのレジオネラ属菌検出や施設の老朽化による故障等があったものの、適切に対応しており、大きな事故やトラブル、クレームも無く、適切に管理・運営が行われた。</p> <p>今後の課題は、供用開始後20年以上が経過した施設及び設備の劣化であり、不測の事態が生じた際に備え、市と指定管理者がより連絡を密にし、対応していく必要がある。</p> <p>総評として、指定管理協定に基づき、適切に管理・運営が行われた。</p>

指定管理業務項目別評価表

評価項目		評価			
		指定管理者		市	
業務運営項目	評価内容	判定	評価理由	判定	評価理由
施設設置目的の達成	①施設の目的や基本方針の理解	A	施設の設置目的や基本方針をしっかりと理解し、管理運営を実施した。	A	施設の設置目的に基づいた管理運営上の基本方針を理解していた。
	②施設設置目的の達成度	A	施設の設置目的である「市民の健康の保持及び増進、福祉の向上を図る」に資することができた。	A	施設の利用者数・運営状況から、施設の設置目的は達成できたと判断した。
	③運営状況	A	コロナウィルスの影響により2ヶ月の閉館期間があり計画通りにいかない時期があったが、それ以外は予定通りに運営できた。	A	新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため臨時休館を行ったが、それ以外は予定通りに運営が行われた。
	④職員の配置状況・勤務実績	A	常に規定の研修を修了した職員を適正に配置した。職員の勤務実績も問題なかった。	A	職員配置は適正に行われており、勤務実績も改善が必要な点は見受けられなかった。
	⑤意思疎通	A	定期的開催される会議に出席し、しっかりと情報の共有を行った。その他何かあればその都度、遅滞無く報告を行った。	A	管理運営業務全般について、市と指定管理者の責任者の間で十分な連絡調整がなされていた。
	⑥各種管理記録等の整備・保管	A	各種業務計画書、点検記録、整備・修繕・事故・故障等の履歴等の各種管理記録等が整備・保管されていたか。	A	各種の記録については、適切に整理・保管がなされていた。
	⑦使用許可等	A	使用許可等申請が適正に行われていたか。	A	協定書の定めるところにより、適正に事務を行っていた。
	⑧利用料金等の徴収状況	A	徴収、減免、還付等は帳簿等が作成され、適正に行われていたか。	A	協定書の定めるところにより、適正に事務を行っていた。
	⑨個人情報	A	個人情報の取扱いが適正になされていたか。	A	個人情報の取扱いが適正になされていた。
	⑩法令遵守	A	関係法令を遵守していたか。	A	運営に関する法令や地方自治法、各条令及び同条例施行規則を理解し遵守した。

※各項目ごとの判定

判定	評価基準
A	協定書・仕様書・事業計画書に定める内容を忠実に履行、又は水準以上の運営がなされ、優れていると認められる。
B	概ね、協定書・仕様書・事業計画書に基づいて運営がなされているが、一部に改善の必要性が認められる。
C	協定書・仕様書・事業計画書に定める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。
N	評価対象設備が存在しない等、評価することできない、もしくはなじまない項目である。

指定管理業務項目別評価表

評価項目		評価			
		指定管理者		市	
業務運営項目	評価の基準	判定	評価理由	判定	評価理由
サービスの質の向上	①施設利用状況及び利用者増加への取り組み	A	新型コロナウイルスの影響による利用制限で難しい場面が多かったが、利用者のニーズを把握し、利用制限範囲内でニーズに応じた取り組みを実施した。	A	新型コロナウイルス感染防止対策のため各種制限があったが、利用者のニーズを把握し、ニーズに合わせた取り組みが行われていた。
	②利用者の平等な利用	A	職員間の情報共有の為に、各現場でノートを作成し、確実に情報を共有することで、サービス水準の確保を図った。	A	サービス水準は、期待される水準にあった。
	③適切な情報提供	A	会員には、館内POPやチラシでレッスンやキャンペーン、休館等の情報を都度周知を行った。また、ビジター利用者も把握できるように、施設HPでも告知を行った。	A	様々な方法で、会員だけでなく広く市民に向けて情報の提供が行われていた。
	④非常時・緊急時の対応	A	緊急時のマニュアルについては、研修や掲示にてスタッフ全員に周知した。事故発生時・緊急時にも対応できるよう、救助者研修の実施、消防署でのCPR・AED講習も受講した。	A	緊急時のマニュアルが整備されているとともに、緊急時の対応に必要な各種知識・技能を身に付ける機会として、定期的に各種研修・講習の実施及び参加がなされていた。
	⑤苦情解決体制及び対応	A	利用者からの意見・苦情を受けて迅速かつ適切に処理できる体制が整っていたか。また、事故、苦情に対する対応は適切であったか。	A	利用者からの意見・苦情を受けて迅速かつ適切に処理できる体制が整っていた。また、市に対する連絡等対応も適切であった。
	⑥自主事業	A	利用者ニーズに即した自主事業が行われていたか。	A	新型コロナウイルスの影響により実施できた事業は多くなかったが、全ての利用者が対象となるよう、イベントを実施した。
	⑦事業の評価	A	事業実施後に確認・見直しが行われ、次年度につなげる取り組みがなされたか。	A	実施できた事業は担当者と内容の確認、反省を行うとともに改善点を話し合い、次年度につなげるよう努めた。
施設・設備等の維持管理	①建物・設備の保守点検	A	設備に不具合が生じることがあったが、即時対応することで解決に努めた。また、定期的除草なども実施し、美観の保持にも努力した。	A	設備に不具合が生じた際に、即時対応するなど適切に管理を行い、安全性の確保に努めていた。
	②備品の管理	A	備品台帳に基づき、備品の管理・点検・保守は適切に行われていたか。	A	備品台帳に基づき、備品の管理・点検・保守は適切に行われていた。
	③備品・設備等の整理整頓	A	備品・設備等がきちんと整理整頓され、利用者の妨げとなるような状態で放置されていないか。	A	備品や設備などはきちんと整理整頓され、利用者の妨げとなるような状態で放置されていることはなかった。

※各項目ごとの判定

判定	評価基準
A	協定書・仕様書・事業計画書に定める内容を忠実に履行、又は水準以上の運営がなされ、優れていると認められる。
B	概ね、協定書・仕様書・事業計画書に基づいて運営がなされているが、一部に改善の必要性が認められる。
C	協定書・仕様書・事業計画書に定める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。
N	評価対象設備が存在しない等、評価することできない、もしくはなじまない項目である。

指定管理業務項目別評価表

評価項目		評価			
		指定管理者		市	
業務運営項目	評価の基準	判定	評価理由	判定	評価理由
施設・設備等の維持管理	④修繕業務	A	協定書で定められた金額未満の修繕は、状況に応じ速やかに実施した。市の予算にて行う修繕が必要な場合は遅滞なく所管課に連絡し、調整を行った。内容もきちんと記録に残し、報告書を保管した。	A	異常が認められた場合は、速やかに適切な処理が講じられていた。
	⑤清掃業務	A	清掃は営業日には必ず実施し、大規模な清掃も年2回実施した。	A	清掃が適切に行われ、施設・備品・器具等が清潔な状態に保たれていた。
	⑥防犯体制	A	鍵の管理は社員を中心に、閉館後は鍵の保管箱にも施錠を行った。防犯に関しては警備業者と契約をし徹底した。	A	鍵の管理及び防犯に対する対策・対応は適切に行われていた。
健全な財務・適切な会計処理	①会計処理は適正になされているか	A	会計帳簿を備え、伝票等の会計関係書類もきちんと保管している。会計処理においては毎月、顧問税理士による確認が行われており、適正に管理されている。	A	会計帳簿の整備、伝票や領収書等の書類の整備・保管、現金の取扱いは適切になされていた。
	②公租公課に滞納はないか	A	公租公課は納付期限までに適正に納付した。	A	公租公課は納付期限までに適正に納付されていた。
	③適正な収支状況にあるか	B	コロナ関連の影響（施設休館、時短営業、利用制限等）による利用者の減少などから、例年の収入が見込めず、利用料収入が大幅に減収となり、マイナスとなった。	A	決算資料等からも、経営状態は安定していると判断できる。
所管課追加項目					

※各項目ごとの判定

判定	評価基準
A	協定書・仕様書・事業計画書に定める内容を忠実に履行、又は水準以上の運営がなされ、優れていると認められる。
B	概ね、協定書・仕様書・事業計画書に基づいて運営がなされているが、一部に改善の必要性が認められる。
C	協定書・仕様書・事業計画書に定める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。
N	評価対象設備が存在しない等、評価することできない、もしくはなじまない項目である。